



# 埼玉県報

第401号  
令和5年(2023年)  
4月4日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 認定液化石油ガス販売事業者の認定（化学保安課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 救急病院等の申出の撤回（医療整備課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 馬宮土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道川越栗橋線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越上尾線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道片柳川越線の区域の変更（川越県土整備事務所）

# 告示

## 埼玉県告示第三百九十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の者を認定液化石油ガス販売事業者として認定したので、同法第八十八条第二項の規定により公示する。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

住所	氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名	認定年月日
埼玉県富士見市大字 鶴馬二千六百八番地七	株式会社エフテック・ コーポレーション 渡邊毅人	令和五年三月三十日

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

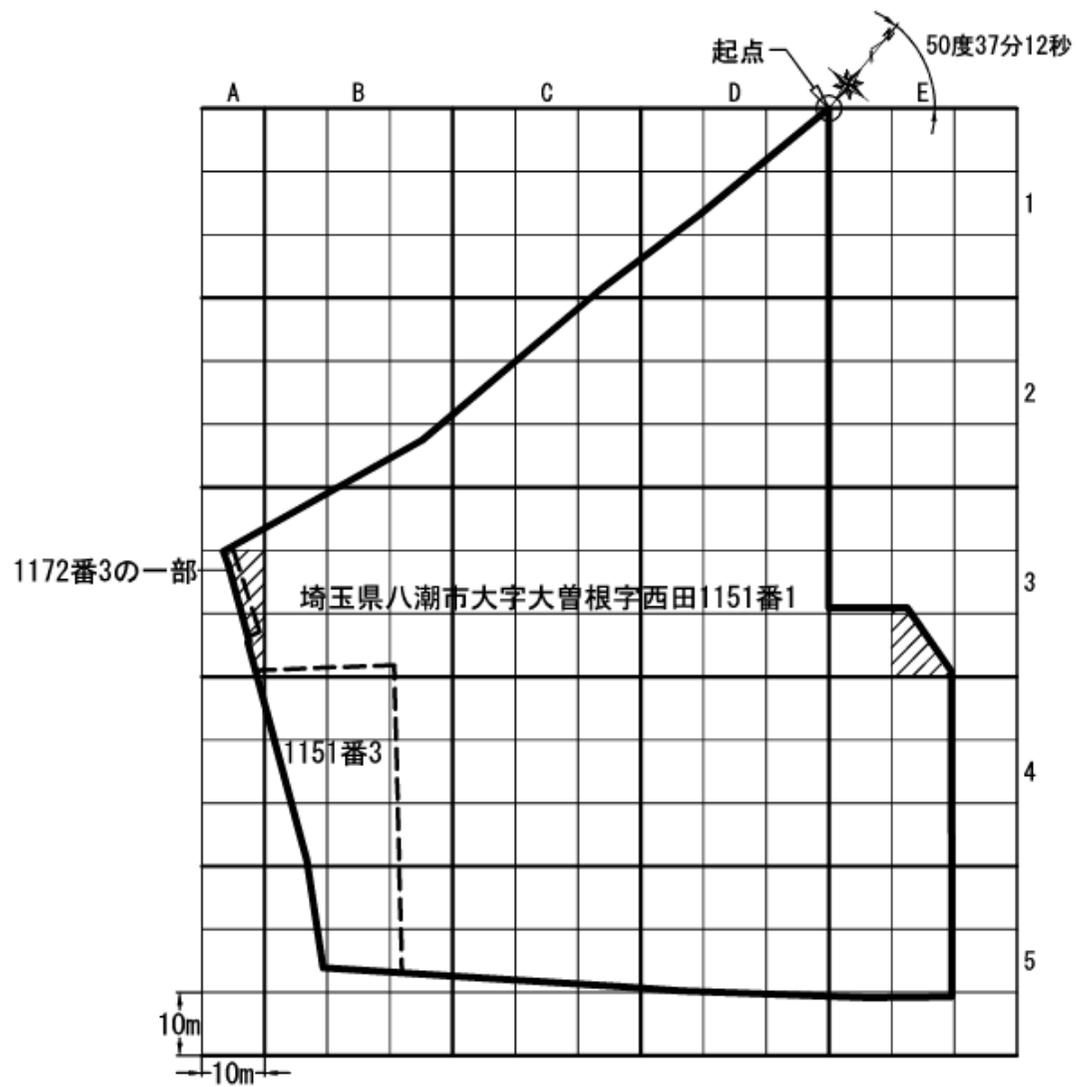
令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字大曾根字西田千百五十一番一の一部、千百五十一番三の一部及び千百七十二番三の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



凡 例

- 地番境界
- 敷地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】  
起点は、埼玉県八潮市大字大曾根字西田1151番1の最北端とする。

【格子の回転角度 50度37分12秒】

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十九号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第四百号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
秋谷病院	埼玉県幸手市中四丁目十四番四十一号	令和五年三月三十一日

# 告示

## 埼玉県告示第四百一号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和五年四月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
栗橋病院	埼玉県久喜市小右衛門七百十四番地六	令和八年三月十九日

## 告示

### 埼玉県告示第四百二二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール行田（ベイシア棟）

埼玉県行田市大字持田字大宮前千七十二―一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁

群馬県前橋市亀里町九百番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 相木孝仁

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 計二者

#### ハ 変更年月日

令和四年七月二十九日外

#### ニ 届出年月日

令和五年三月十七日

#### 二 縦覧期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第四百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール行田（カインズ棟）

埼玉県行田市大字持田字大宮前千三十一―一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

（変更後） 株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

（変更後） 株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

#### ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日

#### ニ 届出年月日

令和五年三月十七日

#### 二 縦覧期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第四百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモートル行田（専門店棟）

埼玉県行田市大字持田字越後島七百三十一一外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）カインズモートル行田（ベイシア電器棟）

埼玉県行田市大字持田字越後島七百三十一一外

（変更後）カインズモートル行田（専門店棟）

埼玉県行田市大字持田字越後島七百三十一一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア電器 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 計二者

（変更後）株式会社ベイシア電器 代表取締役 瀬戸口悟

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 計三者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア電器 代表取締役 土屋嘉雄

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 計二者

（変更後）株式会社ベイシア電器 代表取締役 瀬戸口悟

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 計三者

#### ハ 変更年月日

令和五年十一月十八日外

#### ニ 届出年月日

令和五年三月十七日

#### 二 縦覧期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第四百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール行田（ベイシア棟）

埼玉県行田市大字持田字大宮前千七十二―一外

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 駐車場①から駐車場⑩（共用駐車場） 位置 図面省略 収容台

数 千五百五十台

（変更後） 駐車場①から駐車場⑩（共用駐車場） 位置 図面省略 収容台

数 八百四十二台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 二十か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 二十か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 荷さばき施設③午前九時から午後四時まで

荷さばき施設④午前九時から午前十時まで

（変更後） 荷さばき施設③午前八時から午後四時まで

荷さばき施設④午前九時から午前十時まで

荷さばき施設⑤午前零時から午前七時まで

### ハ 変更年月日

令和五年十一月十八日外

### ニ 届出年月日

令和五年三月十七日

### 二 縦覧期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第四百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール行田（カインズ棟）

埼玉県行田市大字持田字大宮前千三十一―二外

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 駐車場①から駐車場⑩（共用駐車場） 位置 図面省略 収容台

数 千五百五十台

（変更後） 駐車場①から駐車場⑩（共用駐車場） 位置 図面省略 収容台

数 八百四十二台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 二十か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 二十か所 位置 図面省略

### ハ 変更年月日

令和五年十一月十八日外

### ニ 届出年月日

令和五年三月十七日

### 二 縦覧期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第四百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール行田（専門店棟）

埼玉県行田市大字持田字越後島七百三十一一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）二千三百七平方メートル

（変更後）二千七百十六平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）駐車場①から駐車場⑩（共用駐車場）

数 千五百五十台

（変更後）駐車場①から駐車場⑩（共用駐車場）

数 八百四十二台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六十六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七十八台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 八六平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一一六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 二九立法メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 三一立法メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ベイスシア電器 午前九時から午後九時まで

株式会社オートアールズ 午前十時から午後八時まで

（変更後）株株式会社ベイスシア電器 午前九時から午後九時まで

株式会社オートアールズ 午前十時から午後八時まで

株式会社ワークマン 午前十時から午後八時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 二十か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 二十か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和五年十一月十八日外

ニ 届出年月日

令和五年三月十七日

二 縦覧期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年四月四日から令和五年八月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第四百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年三月二十八日認可した。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

馬宮土地改良区

### 二 事務所所在地

埼玉県さいたま市

# 告示

## 埼玉県告示第四百九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区間
県道	さいたま栗橋線	埼玉県久喜市八甫二七九九番一地先から 埼玉県久喜市高柳一一六九番一地先まで

# 告 示

## 埼玉県告示第四百十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二二―四四―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市飯塚字北飯塚前千三百九十二番三外十二筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四百二十六・二一一立方メートル

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市連雀町三番二地先から 同市元町二丁目四番三地で</p>	<p>川越市元町二丁目四番二地先 から同市元町二丁目四番三 地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>八・八七〇 二二・五三</p>	<p>一〇・八六〇 一〇・八六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>七四七・六九</p>	<p>二〇・一五</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越坂戸毛呂山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市大字上寺山字東田三九七番一地先から同市大字上寺山字東田三九四番一六地先まで</p>	<p>川越市新宿町二丁目二二番二地先から同市大字上寺山字東田三九四番一六地先まで</p>	<p>区間</p>
<p>九・六一〇 一四・〇五</p>	<p>五・六〇〇 二四・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一二・九四</p>	<p>四、六九五・二四</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>旧道の一部は、川越市に引き継ぐ。</p>		<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越上尾線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市新宿町二丁目二番二 地先から同市松江町一丁目二 一番四地先まで	川越市松江町一丁目一九番一 地先から同市松江町一丁目二 一番四地先まで	区 間
七・九五〇 二四・〇〇	八・二八〇 一五・七〇	敷地の幅員 (メートル)
二、〇〇一・一三	六六・四四	延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 片柳川越線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
宮田一九五番五地先まで 番一地从り同市大字寺山字 川越市大字寺山字宮田一九九	目一六番一地从り先まで 番一地从り同市石原町二丁 川越市大字寺山字宮田一九九	区 間
一七・一〇〃 一七・一〇	四・七〇〃 一七・二〇	敷地の幅員 (メートル)
九一・九三	七七二・一二二	延長 (メートル)
旧道の一部は、川越市に引き継ぐ。		備 考